



障害福祉サービス

障害児通所支援サービス

利用の手引き



名取市社会福祉課障がい者支援係

目 次

1	サービス利用対象者	1
2	利用者負担（利用料金）	2
	（1）負担上限月額の設定について	2
	（2）高額障害福祉サービス等給付費	3
	（3）その他の負担軽減・減免制度	3
3	障害支援区分	4
	（1）概 要	4
	（2）申請から認定までの流れ	4
	（3）障害支援区分が必要となるサービス	4
4	相談支援	5
	（1）計画書（プラン）	5
	（2）計画相談支援	5
5	障害福祉サービスの内容	6
	（1）居宅介護	6
	（2）重度訪問介護	6
	（3）同行援護	7
	（4）行動援護	7
	（5）療養介護	7
	（6）生活介護	8
	（7）短期入所（ショートステイ）	8
	（8）重度障害者等包括支援	8
	（9）施設入所支援	9
	（10）自立訓練（機能訓練）	9
	（11）自立訓練（生活訓練）	9

(12) 宿泊型自立訓練	10
(13) 就労継続支援 A 型（雇用型）	10
(14) 就労継続支援 B 型（非雇用型）	10
(15) 就労移行支援	11
(16) 就労定着支援	11
(17) 自立生活援助	11
(18) 共同生活援助（グループホーム）	12
(19) 地域移行支援	12
(20) 地域定着支援	12
6 障がい児通所支援サービスの内容	13
(1) 児童発達支援	13
(2) 医療型児童発達支援	13
(3) 放課後等デイサービス	13
(4) 居宅訪問型児童発達支援	14
(5) 保育所等訪問支援	14
7 地域生活支援事業の内容	15
(1) 移動支援	15
(2) 訪問入浴	15
(3) 日中一時支援	15
(4) 意思疎通支援	15
(5) 地域活動支援センター	15

Ⅰ サービス利用対象者

障害福祉サービスの利用にあたっては、必ずしも障害者手帳の取得が必要ではありません。詳しくは表をご覧くださいか、社会福祉課障がい者支援係にお問い合わせください。

18歳以上の方 (障がい者)	身体障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳所持者
	知的障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・療育手帳所持者 ・療育手帳を所持しない方は、医師意見書等で判断します
	精神障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者保健福祉手帳所持者 ・精神障害を事由とする年金を受給している方 ・精神障害を事由とする特別障害給付金を受給している方 ・自立支援医療（精神通院）利用者 ・医師の診断書で精神疾患（疾病）名が確認できる、市役所で必要性を認めた方
	指定難病等	<ul style="list-style-type: none"> ・特定医療費（指定難病）を受給している方 ・疾病名が確認できる難病医療費助成の却下通知等 ・医師の診断書で指定難病名が確認できる方 <p>※令和6年4月現在 369 疾患（疾病）が対象です</p>
18歳未満の方 (障がい児)	障がい児	<ul style="list-style-type: none"> ・各種障害者手帳を持っている方 ・特別児童扶養手当を受給している方 ・手帳を有していない又は手当を受給していない場合は、診断書や意見書で発達・発育につまずきが認められる方 <p>※上記以外の方で、市役所が必要性を認めた方</p> <p>※保健師と関わりがあるご家庭は担当保健師に相談ください</p>

2 利用者負担（利用料金）

（1）負担上限月額の設定について

障害福祉サービスの自己負担は、所得等に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

ただし、事業所によっては負担上限月額のほかに、食費・消耗品費や派遣ヘルパーの交通費等の実費負担が発生する場合があります。

サービス利用開始にあたり、事業所へ直接ご確認ください。

（ア）障がい者の利用者負担

所得区分	世帯※の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割16万円未満） ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除く。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

※世帯の範囲：障がいのある方とその配偶者

（イ）障がい児の利用者負担

所得区分	世帯※の収入状況	負担上限月額	
生活保護	生活保護受給世帯	0円	
低所得	市町村民税非課税世帯	0円	
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割28万円未満)	通所施設 ホームヘルプ利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外	37,200円	

※世帯の範囲：保護者の属する住民基本台帳での世帯（父・母・祖父母等）
単身赴任等で同じ世帯にいない場合も含まれます。

※4月1日時点で満3歳となった児童が就学するまでの間は、障害児通所支援給付及び障害児入所支援給付（医療部分を除く）の利用料は無料となります。

(2) 高額障害福祉サービス等給付費

同じ世帯で複数人障害福祉サービスを利用している場合や、補装具、児童福祉法に基づくサービス、介護保険などの複数のサービスを利用している方に対して、利用者負担上限月額が一定の基準額を超えた場合に、その超過額を償還（返金）します。

※同一世帯に障害児が複数いる場合でも、合算した負担額が支給決定保護者の負担上限額と同様になるよう軽減します。

(3) その他の負担軽減・減免制度

(ア) 医療型個別減免

療養介護を利用する場合、従前の福祉部分自己負担相当額と医療費、食事療養費を合算して、負担上限額を設定します。所得区分が低所得の方は、少なくとも 25,000 円が手元に残るように、利用者負担額が減免されます。

(イ) 補足給付

① 20 歳以上の施設入所者の場合

入所施設の食費・光熱水費については、54,000 円を限度として施設ごとに利用者負担額が設定されます。所得区分が低所得の方は、少なくとも 25,000 円が手元に残るように、利用者負担額が減免されます。

② 通所施設の場合

所得区分が低所得・一般Ⅰの方は、食費負担額が事業所ごとに設定された食材料費のみとなります。

③ グループホーム居住者の場合

所得区分が生活保護・低所得の方は、利用者一人当たり月額 1 万円を上限として、家賃の補足給付が行われます。

(ウ) 生活保護への移行防止

上記のような負担軽減策を講じても、自己負担や食費等の実費負担により生活保護の対象となる場合には、対象とならない額まで、上限額等を引き下げます。

(エ) 障害児通所支援に係る多子軽減措置

所得区分が一般Ⅰ・一般Ⅱの世帯のうち、第 2 子以降の乳幼児にかかる障害児通所支援の利用者負担上限月額を軽減します。

3 障害支援区分

(1) 概要

障害支援区分とは、18歳以上の障がい者が障害福祉サービスを利用するにあたり、障害特性・心身状態の応じて、必要とされる支援の度合いであり、名取市がサービスの種類や支給量を決定するための判断材料となります。

区分は1から6まであり、1が「軽度」⇔6が「最重度」となります。

有効期間は原則3年間となり調査時の体調や生活環境を鑑みて、3ヶ月や1年間と期間を限定して認定する場合があります。

(2) 申請から認定までの流れ

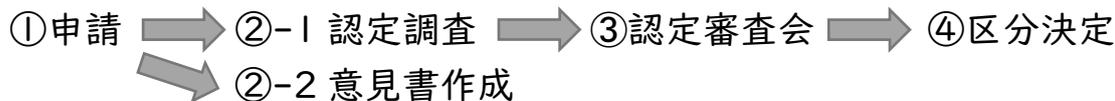
障害支援区分認定の申請受付後、認定調査を実施し、毎月第3火曜日に行われる障害支援区分認定審査会で医師等の専門家に審査を実施していただき、障害支援区分を決定します。

また、認定にあたっては、主治医の意見書が必要となり、かかりつけ医療機関を教えてください。

※かかりつけ医療機関がない場合は、意見書作成のために受診をしていただきます。

※主治医の意見書作成に係る費用は名取市で負担します。

なお、申請から認定まで2カ月ほど時間を要する場合がありますので、予めご了承ください。



(3) 障害支援区分が必要となるサービス

①居宅介護

③行動援護

⑤生活介護

⑦重度障害者等包括支援

②重度訪問介護

④療養介護

⑥短期入所

⑧施設入所支援

4 相談支援

(1) 計画書（プラン）

障害福祉サービス・障害児通所支援サービスを利用する際は、サービスをどのように利用するか、こういった目的・目標を持って取り組むかなど適切にサービスを利用することが出来るよう計画書（プラン）の提出が必要となります。

計画書は、相談支援事業所（指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所）へ作成を依頼するか、計画の作成・適切なサービス調整が可能な方はご自身（保護者）で作成（セルフプラン）することができます。

(2) 計画相談支援

計画相談支援とは、サービス利用開始にあたっての計画書の作成に加えて、関係機関との連絡調整、サービス利用継続に向けての定期面談・利用状況の検証（モニタリング）を行い、利用者の特性や適性に応じた適切なサービス利用を支援します。

※市内の相談支援事業所は別紙一覧表をご覧ください。

～サービスについて知りたい、相談支援を利用したい方の相談先～

サービスについての説明から、必要に応じた相談支援事業所の紹介・斡旋、関係機関との連絡調整など、総合的・専門的に支援いたします。

(ア) 障がい者（18歳以上）の方（家族等も含む）

○名取市基幹相談支援センター

【問】〒981-1224 名取市増田五丁目13番35号 名取市社会福祉協議会内
TEL：022-797-2667 mail：natorishikikan@natorisyakyo.or.jp

(イ) 障がい児（18歳未満）の方（家族等も含む）

○なとり児童発達支援センター

【問】〒981-1224 名取市増田一丁目11番16号
TEL：022-796-9863 mail：sodan-shien@natori.ed.jp

5 障害福祉サービスの内容

(1) 居宅介護

日常生活を営むのに支障のある障がい者（児）に対して、ホームヘルパーが訪問し、入浴・排せつ・食事等の支援や調理・掃除・洗濯等の生活援助を行います。

また、通院を目的とした付き添い、乗降介助等も行います。

【対象者】

障害支援区分が区分1以上（障がい児にあってはこれに相当する支援の度合）の方。

※通院等介助（身体介護を伴う）の決定については、次のいずれにも該当する方。

（ア）障害支援区分が区分2以上の方

（イ）障害支援区分の認定調査項目のうち、次の状態の一つ以上に認定された方

- ・「歩行」 「全面的な支援が必要」
- ・「移乗」 「見守り等の支援が必要」
「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
- ・「移動」 「見守り等の支援が必要」
「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
- ・「排尿」 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
- ・「排便」 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

(2) 重度訪問介護

重度の障がいがあり、常に介護を必要な障がい者に対して、自宅で、入浴・排せつ・食事等の支援や介護・外出時の移動支援などを総合的に行います。

【対象者】

障害支援区分が区分4以上（病院等に入院中に利用する場合は区分6で、入院前から重度訪問介護を利用していた方）で、次のいずれかに該当する方。

（ア）次のいずれにも該当する方

①二肢以上に麻痺当があること

②障害支援区分の認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外の認定がされた方

（イ）障害区分認定調査項目のうち行動関連項目（12項目）の合計点数が10点以上の方

(3) 同行援護

視覚障がいにより、ひとりでの移動が困難な障がい者（児）に対して、外出時にヘルパーが同行し、代筆・代読を含め必要な情報を提供するとともに、外出中の必要な支援を行います。

【対象者】

同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、「移動障害」の点数が1点以上の方。

※障害支援区分の認定を必要としない。

(4) 行動援護

知的障がいまたは精神障がいがあり、ひとりでの移動が困難な障がい者（児）に対して、外出時にヘルパーが同行し、危険回避など外出中の必要な支援を行います。

【対象者】

障害支援区分が区分3以上（障がい児にあってはこれに相当する支援の度合）の方で障害区分認定調査項目のうち行動関連項目（12項目）の合計点数が10点以上の方。

(5) 療養介護

医療機関等での医療を要し、常時介護が必要な障がい者に対して、主に昼間に医療機関等で機能訓練、療養上の管理、看護、医学管理的な介護、日常生活上の支援等を行います。

【対象者】

長期入院による医療的ケア、常時の介護が必要で、次のいずれかに該当する方。

(ア) 障害支援区分6で、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な方

(イ) 障害認定区分5以上で、次のいずれかに該当する方

①重症心身障がい者又は進行性筋萎縮症患者

②医療的ケアの判定スコアが16点以上の方

③障害区分認定調査項目のうち行動関連項目（12項目）の合計点数が10点以上で、医療的ケアの判定スコアが8点以上の方

④遷延性意識障害者で、医療的ケアの判定スコアが8点以上の方

(ウ) (ア) 及び (イ) に準じると市町村が認めた方

(6) 生活介護

日中、常時介護を必要とする障がい者に対して、入浴・排せつ・食事などの日常生活上の支援、創作活動・生産活動の機会提供を行います。

【対象者】

次のいずれかに該当する方。

(ア) 障害支援区分の区分 3 以上（施設入所者の方は区分 4 以上）の方

※50 歳以上の場合は区分 2 以上（施設入所者の方は区分 3 以上）の方

(イ) 市町村に必要性が認められた方

(7) 短期入所（ショートステイ）

主な介護者の病気や休息时间などの際に、短期間施設に入所（夜間も含む）し、入浴・排せつ・食事などの日常生活上の支援を行います。

【対象者】

障害支援区分が区分 1 以上の方。

※障がい児については、厚生労働大臣が定める区分における区分 1 以上の障がい児

(8) 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い障がい者（児）に対して、居宅介護など複数の障害福祉サービスを組み合わせた包括的な支援を行います。

【対象者】

障害支援認定区分が区分 6 以上で、意思疎通に著しい困難を有する方。

（筋ジストロフィー・脊椎損傷・筋萎縮性側索硬化症・蔓延性意識障害・重症心身者・強度行動障害の方を想定しています。）

※該当有無の確認は、社会福祉課障がい者支援係へご相談ください。

(9) 施設入所支援

施設に入所している障がい者に対して、夜間や休日に入浴・排せつ・食事などの日常生活上の支援を行います。

【対象者】

次のいずれかに該当する方。

- (ア) 生活介護を受けている方で、障害支援区分が区分4以上（50歳以上の方は区分3以上）の方
- (イ) 自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型を利用しており、入所しながら訓練等を受けることが必要と認められた方、又は通所による訓練が困難と認められた方

(10) 自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活や社会生活のために、理学療法、作業療法など、身体機能向上に必要な訓練を行います。

※標準利用期間が定められており基本的には1年6か月間のみの利用となります。

【対象者】

地域生活を営む上で、身体機能、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要となる方。入所施設・病院を退所した方、特別支援学校を卒業した方など。

(11) 自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活や社会生活のために、生活能力向上に必要な訓練を行います。

※標準利用期間が定められており基本的には2年間のみの利用となります。

【対象者】

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要となる方。入所施設・病院を退所した方、特別支援学校を卒業した方など。

(12) 宿泊型自立訓練

自立した日常生活や社会生活のために、居住の場を提供し生活能力向上のために必要な訓練を行います。

※標準利用期間が定められており基本的には2年間のみの利用となります。

【対象者】

日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要となる方。入所施設・病院を退所した方、特別支援学校を卒業した方など。

(13) 就労継続支援 A 型（雇用型）

一般就労が困難な障がい者のうち、適切な支援により雇用契約が可能な方に対して、生産活動などの機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。

【対象者】

(ア) 就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結び付かなかった方

(イ) 特別支援学校を卒業して就職活動を行なったが、雇用に結び付かなかった方

(ウ) 企業等を離職した方など就労経験があり、現に雇用関係がない方

※65歳以上の方は、65歳に達する前5年間引き続き障害福祉サービスの支給を受けていた方で、65歳に達する前日に就労継続支援 A 型の支給決定を受けていた方

(14) 就労継続支援 B 型（非雇用型）

一般就労が困難な障がい者のうち、一般企業等に雇用されていたが、引き続き雇用されることが困難な方に対して、生産活動などの機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。

【対象者】

(ア) 就労経験があり、年齢や体力の面から一般企業に雇用されることが困難な方

(イ) 50歳以上の方、又は障害基礎年金Ⅰ級受給者

※就労経験がなく、上記対象要件を満たさない場合は、就労アセスメントを受ける必要があります。

(15) 就労移行支援

一般就労が可能と見込まれる障がい者に対して、生産活動・職場体験の機会提供、求職活動に関する相談・適正に応じた職場の開拓など、働く上で必要な知識・能力向上のために必要な支援を行います。

【対象者】

- (ア) 単独で就労することが困難と判断され、就労を希望する 65 歳未満の障がい者の中で、一般就労が可能と見込まれる方
 - (イ) あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより就労を希望する方
- ※65 歳以上の方は、65 歳に達する前 5 年間引き続き障害福祉サービスの支給を受けていた方で、65 歳に達する前日に就労移行支援の支給決定を受けていた方

(16) 就労定着支援

生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援を利用した後、一般企業等に雇用された障がい者に対して、就労することで生じる課題や悩みなどの相談・指導及び助言等の必要な支援を行います。

※標準利用期間が定められており、基本的には 3 年間のみの利用となります。

【対象者】

- 生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援を利用した後、一般企業等に雇用された方のうち、就労を継続している期間が 6 月を経過した方
- ※休職した場合も、休職中に就労移行支援を利用し、復職後の就労を継続している期間が 6 月を経過した方は対象となります。

(17) 自立生活援助

ひとりで生活している障がい者に対して、訪問等を行い、必要な情報提供・指導・助言及び相談、関係機関等との連絡調整を行い、自立した日常生活を営むための環境整備に必要な支援を行います。

※標準利用期間が定められており、基本的には 1 年間のみの利用となります。

【対象者】

- (ア) 施設やグループホーム、病院等から地域での一人暮らしに移行した方で、理解力や生活力等に不安がある方
- (イ) 一人暮らしをしていて、自立生活援助の支援が必要と認められた方
- (ウ) 家族による支援が見込めず、実質的に一人暮らしと同様の状況の方

(18) 共同生活援助（グループホーム）

共同生活住居において、夜間に相談・入浴・排せつ・食事などの日常生活上の支援を行います。

【対象者】

障がい者（身体障がい者の場合は、65歳未満の方）

※65歳以上の場合は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスを利用したことがある方

(19) 地域移行支援

施設や病院等で生活しており、地域生活に移行するために重点的な支援を必要とする障がい者に対して、住居の確保や地域生活や障害福祉サービスの利用に関する相談等必要な支援を行います。

【対象者】

施設、療養介護を行う病院、救護施設・更生施設、矯正施設又は更生保護施設に入所している方、又は精神科病院に入院している方

(20) 地域定着支援

一人で生活している障がい者に対して、常時の連絡体制を確保し障害特性による緊急事態等に相談や必要な支援を行います。

【対象者】

一人暮らしのため緊急時の支援が見込めない状況の方、又は同居家族による緊急時の支援が見込めない方

6 障がい児通所支援サービスの内容

(1) 児童発達支援

療育の必要があると認められた未就学の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能・集団生活への適応等の訓練など必要な支援を行います。

【対象者】

療育の必要があると認められた未就学の障がい児

※発達検査や乳幼児健診等で必要性が認められた未就学児も含む

(2) 医療型児童発達支援

肢体等に障がいがあり、療育の必要があると認められた未就学の障がい児に対して、児童発達支援及び治療を行います。

【対象者】

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要と認められた未就学の障がい児

(3) 放課後等デイサービス

学校に就学している障がい児に対して、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進など必要な支援を行います。

【対象者】

就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児

(4) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等の状態にある障がい児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能・集団生活への適応訓練など必要な支援を行います。

【対象者】

重度障害の状態（人工呼吸器による呼吸管理等の医療的ケアが必要、重い疾病のため感染症に感染する恐れがある等）にあり、外出が著しく困難と認められた障がい児

(5) 保育所等訪問支援

保育所等を利用中（今後利用する予定）の障がい児に対して、保育所等での集団生活への適応のために、専門的な訪問支援や必要な支援を行います。

【対象者】

保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、乳児院、児童養護施設等に通所・通学している児童で、専門的な支援が必要と認められた障がい児

7 地域生活支援事業の内容

(1) 移動支援

社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動の充実のため、外出にヘルパーが付き添い、支援を行います。(通勤・通院・通学・通所・社会通念上適当ではない外出は除きます。)

※障害福祉サービスの重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援のいずれかの支給決定を受けた方は利用できません。

・支給量上限：40時間/月まで

(2) 訪問入浴

週1回、ヘルパーが自宅を訪問し入浴に関する支援を行います。

原則として在宅の重度身体障害者又は難病患者のうち、医師が入浴可能と認め、かつ、家族等の付き添いが得られる方。

※介護保険サービスにおいて、要介護又は要支援の認定を受けた方は利用できません。

・支給量上限：6回/月まで(6月～9月の間は上限8回/月まで)

(3) 日中一時支援

障がい者(児)等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、日中における活動の場を確保します。

(4) 意思疎通支援

聴覚障がい者に対し、公的機関・医療機関においてコミュニケーションの手段が確保できるよう、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行い支援します。

(5) 地域活動支援センター

障がい者等を通所させ、創作的活動、生産活動、機能訓練、社会との交流活動、社会適応訓練、入浴等のサービスを行い、障害者等の地域生活を支援します。

【問合せ・相談・申請先】

名取市健康福祉部社会福祉課障がい者支援係
〒981-1292 名取市増田字柳田 80
TEL:022-724-7107 (障がい者支援係直通)